

防災街区整備地区計画が一部変更されました！

建築基準法及び東京都建築安全条例の改正を踏まえ、当地区のまちづくりのルール「防災街区整備地区計画」の一部（建築物の構造に関する防火上必要な制限の規定）を昨年11月に変更しました。

当地区の準防火地域で、従来の耐火建築物、準耐火建築物に加えて、一定の延焼防止機能を有するものも建築可能となりました。詳しい内容は、密集地域整備課にお問い合わせください。また区のホームページでも確認できます。

足立区 防災街区整備地区計画

主要区画道路②(亀田トレイン通り)がまもなく開通！

主要区画道路②（亀田トレイン通り）が本年3月12日に開通します。

けいさつ前通り（区画道路第8号線）～環七南通り（補助第138号線）を結ぶ全線の開通により、まちの発展と交通利便性や安全性、防災性の向上が期待されます。【位置は2・3ページ図参照】



西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会の活動報告

西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会は、関係町会・自治会・商店会から推薦された地元委員（24名）と区担当職員等で構成されています。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集会形式による開催は中止し、資料送付による書面開催で実施しました。

【令和2年度の開催状況】

開催回	実施方法	主な内容
第79回	令和3年2月 資料送付による 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの取組み報告 密集事業による今年度の実績について まちづくり新聞第48号の案について 等

【お問い合わせ先】 足立区 都市建設部 市街地整備室 密集地域整備課
 西部地域整備係 電話：03-3880-5181（直通）FAX：03-3880-5605
 （南館4階） 電子メール☉：missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp



令和3年3月

第48号

発行/西新井駅西口周辺地区
まちづくり協議会

西新井駅西口周辺地区防災まちづくり

西新井駅西口周辺地区 まちづくり新聞

主な記事
 ★密集事業が5年間延伸!／不燃化特区も5年間延伸!(1面)
 ★「密集事業」による整備実績(2・3面)
 ★防災街区整備地区計画が一部変更されました/ほか(4面)

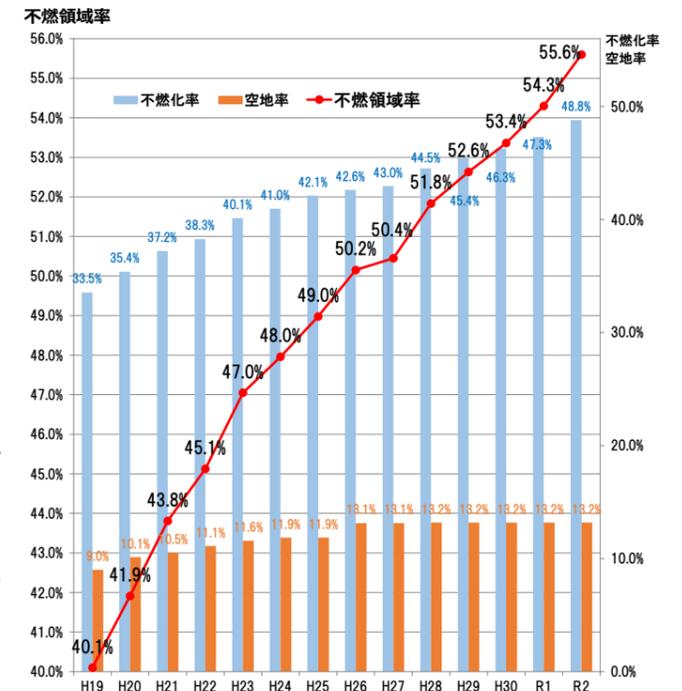
NEWS

密集事業の事業期間が5年間延伸！

西新井駅西口周辺地区で防災生活道路や公園・広場の整備を実施している密集事業(密集市街地整備事業の略称)は、本年3月末で終了予定でしたが引き続き、防災まちづくりを推進する必要性が高いため、2025(令和7)年度まで事業期間を延伸することになりました。

災害に強いまちをつくるため、引き続き道路及び公園・広場の整備を行ってまいります。これまでの皆さまのご協力に感謝いたします。

不燃領域率(令和2年度)は約55.6%



NEWS

不燃化特区も5年間延伸！ 2021(令和3)～2025(令和7)年度まで実施

西新井駅西口周辺地区(54.8ha)及び足立区中南部一帯地区(645.4ha)では、古い建物の解体助成(最大210万円)や不燃化建替え助成(最大280万円)を3月末までの予定で実施してきました。

しかし、東京都防災都市づくり推進計画基本方針の改定に伴い、引き続き不燃化を強力に推進するため、これらの助成及び専門家の派遣などを5年間延伸することになりました。

災害に強いまちをつくるため、皆さまのご協力をお願いいたします。



西新井駅西口周辺地区「密集事業」による整備実績【H16(2004)～R2(2020)年度】

【整備実績図】

● 防災生活道路の整備

密集事業では、防災上重要な生活道路として、防災生活道路1～13号線（幅員6m）、防災生活道路23～24号線（幅員5.5m）の拡幅整備を進めています。

これまでに112か所で用地取得し、113か所で整備しました。

● 公園・広場の整備

密集事業では、災害時における避難などの「防災」と日常時の遊びや休憩などの「憩い」の空間として、これまでに6か所で公園・広場を整備しました。

● 老朽建築物の除却

密集事業による道路や公園等の整備に伴い、これまでに46棟の老朽建築物等を除却しました。

【整備実績一覧】

整備内容	令和2年度整備実績		平成16～令和2年度整備実績		
	件数	面積等	件数	面積等	
● 防災生活道路の整備※A	用地取得	7か所	約44㎡	112か所	約1,571㎡
	整備	11か所	約96㎡	113か所	約2,345㎡
● 公園・広場の整備	用地取得	—	—	6か所	約3,832㎡※C
	整備	—	—	6か所	約3,832㎡※C
● 耐震性防火貯水槽の整備	—	—	2基	各100トン	—
● 老朽建築物の除却	1棟	—	46棟※B	—	—

※A：防災生活道路9・10号線の都市再生機構施行分を含む
 ※B：都市再生機構施行分（4棟）を含む
 ※C：亀田トレイン公園は民間事業者の負担分を含む

[凡例]

- 防災生活道路1～13号
(幅員6.0mに拡幅整備する道路)
- 防災生活道路23・24号
(幅員5.5mに拡幅整備する道路)
- 防災生活道路
(現況幅員6.0m以上の道路)
- 主要生活道路
(現況幅員5.5mの道路)
- 密集事業により整備した道路、公園・広場
- 上記に伴い除却された老朽建築物
- 取得した道路用地(整備前)

- 都市計画道路(既定)
- その他の計画道路
- 公園・広場
- 公共公益施設
- 西新井駅西口周辺地区
不燃化特区
- 西新井駅西口周辺地区
密集事業区域
- 足立区中南部一帯地区
不燃化特区

